

2022年6月14日

株 主 各 位

神奈川県茅ヶ崎市甘沼163の1番地  
大村紙業株式会社  
代表取締役社長 大村 日出雄

## 第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第58期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県茅ヶ崎市甘沼163の1番地  
大村紙業株式会社 包装設計デザイン研究所2階 会議室  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 第58期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役4名選任の件  
第4号議案 退任取締役に對し退職慰労金贈呈の件

以 上

---

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ohmurashigyo.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事 業 報 告

〔2021年4月1日から  
2022年3月31日まで〕

### 1. 株式会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大が長期化する中で、ワクチン接種の普及など感染症対策の広がりによって徐々に経済活動の再開も見られたものの、原材料価格の高騰やウクライナ情勢の緊迫化による資源価格の上昇などにより、依然として厳しい状況が続いております。

このような経済環境の中、当業界におきましては、全国段ボール生産量は前期比102.8%となりました。

一方、当社は新型コロナウイルス感染拡大の影響があったものの、既存取引先への対応強化及び新規取引先の開拓などを行いました。原材料価格の高騰や資源価格の上昇による影響があったことと東京証券取引所の市場再編に伴う対策として自己株式の公開買付けにかかる費用が発生したことなどにより下記の様になりました。

その結果、段ボールシート49百万㎡（前期比1.8%増）、段ボールケース33百万㎡（前期比6.2%増）となりました。売上高は4,980百万円（前期比3.7%増）となりました。利益面におきましては、経常利益235百万円（前期比14.7%減）となり、当期純利益130百万円（前期比20.5%減）となりました。

販売品目別の概況は次のとおりであります。

- ① 段ボールシート  
売上高は855百万円（前期比3.8%減）  
総売上高に占める割合は17.2%です。
- ② 段ボールケース  
売上高は3,185百万円（前期比6.4%増）  
総売上高に占める割合は64.0%です。
- ③ ラベル  
売上高は174百万円（前期比2.8%増）  
総売上高に占める割合は3.5%です。

- ④ その他（主に包装資材）  
 売上高は764百万円（前期比2.2%増）  
 総売上高に占める割合は15.3%です。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資は、コルゲート及びケース部門の機械装置と車両運搬具の入替等により、総額284百万円であります。また、当事業年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

当事業年度設備資金につきましては、自己資金で賄いました。  
 なお、当事業年度の新規資金調達はありませんでした。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第55期 2019年3月期	第56期 2020年3月期	第57期 2021年3月期	第58期 (当期) 2022年3月期
売 上 高	5,215	5,262	4,801	4,980
経 常 利 益	203	321	275	235
当 期 純 利 益	121	153	163	130
1株当たり当期純利益（円）	25.28	31.96	34.04	27.07
純 資 産	5,232	5,328	5,473	5,547
総 資 産	7,481	7,598	7,507	7,753

## (5) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社等の状況

当社の親会社等は、サンオオムラ株式会社と大村日出雄であります。

### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

### ③ 親会社等との間の取引に関する事項

当社の親会社等であるサンオオムラ株式会社との取引に当たっては、保険会社との契約に基づいており、一般的に行われている取引条件と同一の基準を基本としております。また、大村日出雄との不動産賃貸借取引については、不動産鑑定士の鑑定に基づいております。当社取締役会は、同社及び同氏との取引が、当社の利益を害するものではないと判断しております。

## (6) 会社の対処すべき課題

当社は全員が「経営参画」をモットーに日々努力をしておりますが、個々の事業部においては売上面及び利益面でさらなる向上を図ります。

新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動の制限と緩和が繰り返される中で、景気は緩やかに持ち直しの動きが見られました。しかし、半導体の供給不足及び原材料価格の動向、また変異株をはじめ感染症による内外経済の影響、更にウクライナ情勢による物価上昇や資源・エネルギー価格の高騰など、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社は小ロット・多品種の「生産性向上工夫」をスローガンとして掲げお客様の段ボールニーズに対し、早さと的確さでいち早く応えてまいりたいと考えています。さらにはコロナウイルス対策に配慮した商品開発も引き続き行ってまいります。また、今事業年度も引き続き設備投資の更新を図ってまいります。

また、各部門の課題ですが、配送部門は配送効率向上を目標に掲げ、各車両の積載率アップにより早出、残業の短縮を図り、安全・安心な運転を目指します。製造部門は、コスト意識を高め、効率の良い製造部門を目指しております。また、技術面におきましても、きめ細かな育成を行っております。さらに、TV会議及び品質委員会・生産性向上委員会の活動を通して、各事業部で発生した製造の問題点を全社的に共有することで品質及び生産性の向上にも努めております。管理部門は、内部監査を行いながら現在の本社集中管理システムをより充実させる体制の確立を目指しております。

株主の皆様には、今後ともより一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

- ① 段ボールシート製造販売
- ② 段ボールケース製造販売
- ③ シール、ラベルの製造販売
- ④ 版・型の製造販売
- ⑤ デザイン・ディスプレイ関係の請負

(8) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	神奈川県茅ヶ崎市	仙台事業部	宮城県岩沼市
湘南事業部	神奈川県茅ヶ崎市	レーベル栃木事業部	栃木県大田原市
東北事業部	福島県二本松市	京都事業部	京都府南丹市
大阪事業部	大阪府堺市	埼玉事業部	埼玉県本庄市
栃木事業部	栃木県那須塩原市	千葉事業部	千葉県柏市
静岡事業部	静岡県富士市	レーベル埼玉事業部	埼玉県本庄市
三重事業部	三重県伊賀市	包装設計デザイン研究所	神奈川県茅ヶ崎市
茨城事業部	茨城県結城市		

(9) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

区 分	使用人数	使用人数 前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	186名	減 3名	46.4歳	14.0年
女 性	21名	減 2名	53.1歳	18.1年
計又は平均	207名	減 5名	47.0歳	14.4年

(注) 上記使用人数の中には、臨時従業員（パートタイマー）27名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

(11) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 4,884,000株  
 (3) 株 主 数 1,256名  
 (4) 上位10名の株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
サンオオムラ株式会社	1,413千株	29.36%
大 村 日 出 雄	925	19.24
大 村 八 重 子	903	18.76
株式会社横浜銀行	194	4.04
株式会社みずほ銀行	119	2.48
大村紙業社員持株会	98	2.04
大村紙業取引先持株会	87	1.82
旭洋株式会社	74	1.55
大 村 慶 子	70	1.46
大 村 日 出 子	52	1.09

- (注) 1. 当社は、自己株式を72千株保有しておりますが、上記上位10名の株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 3. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大 村 日 出 雄	
専務取締役	牧 山 光 人	営業本部長
取 締 役	八 卷 和 彦	管理本部長
取 締 役	日 野 一 彦	
取 締 役	鈴 木 孝 明	税理士鈴木孝明事務所所長
監 査 役（常勤）	青 田 孝 三	
監 査 役	菅 原 宗 男	
監 査 役	関 谷 隆	

- (注) 1. 取締役鈴木孝明は、社外取締役であります。  
 2. 監査役菅原宗男及び監査役関谷 隆は、社外監査役であります。  
 3. 常勤監査役青田孝三、監査役菅原宗男及び監査役関谷 隆は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 当社は、取締役鈴木孝明、監査役菅原宗男及び関谷 隆を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (1)	111,829千円 (486)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2)	1,572千円 (972)
合計 (うち社外役員)	8名 (3)	113,401千円 (1,458)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1993年12月27日開催の第29期定時株主総会において月額10,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、1993年12月27日開催の第29期定時株主総会において月額2,000千円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。  
当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額9,941千円（取締役5名に対し9,893千円（うち社外取締役1名に対し24千円）、監査役3名に対し48千円（うち社外監査役2名に対し48千円））。
5. 「取締役の個人別の報酬決定に係る決定方針等」の決定について
- a. 基本方針  
当社の個々の取締役の報酬の決定は、役位、担当業務、経歴等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。業務執行取締役ならびに監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。
  - b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針  
（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）  
当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬と賞与及び退職慰労金とする。  
月例の固定報酬や賞与（年2回）は、従業員給与体系を念頭に、役位、担当業務、経歴等を総合的に勘案して決定するものとする。  
退職慰労金は、株主総会において承認された後、規程に基づき計算された金額を、退職時に支給するものとする。
  - c. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項  
個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長が、その具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定とする。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

鈴木孝明は、当社と顧問契約を締結している税理士鈴木孝明事務所の所長をしておりますが、当該顧問契約は鈴木孝明個人との契約ではなく、また、当該顧問料は多額とは言えず、当社経営陣から独立した立場にあり、一般株主との利益相反の怖れはないものと判断しております。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	発言の状況
鈴木孝明	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回出席	—	取締役会の議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
菅原宗男	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回出席	当事業年度開催の監査役会12回のうち12回出席	取締役会の議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会においても必要な発言を適宜行っております。
関谷 隆	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回出席	当事業年度開催の監査役会12回のうち11回出席	取締役会の議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会においても必要な発言を適宜行っております。



#### 4. 会計監査人の状況

(1) 名 称 仰星監査法人

#### (2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### (3) 非監査業務の内容

該当ありません。

#### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  1. 内部統制システムによる運用状況の監査は代表取締役の指示に基づき業務執行を行う。
  2. 業務活動の全般に関し方針・計画・手続きの妥当性や業務執行の有効性等について監査を実施し改善する部分が見受けられる場合は具体的な助言・勧告を行う。
  3. 諸規程及び各業務のマニュアル遵守の状況を検証する。
  4. 職務権限規程による業務執行とし内部牽制システムの確立を図る。
  5. 経営の透明性と法令遵守の観点から日常発生する法律問題に関しては常に弁護士より助言、指導を受けられる体制をとる。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  1. 文書管理規程に従って文書の保存、管理を適正に行う。
  2. 情報の不正使用及び漏洩の防止を徹底するため主としてシステム面から効果的な情報セキュリティ施策を推進する。
  3. 情報漏洩・不正アクセス等防止のためアクセス可能者の制限及びパスワード管理等をはじめとするセキュリティ体制を確立する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  1. リスク管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
  2. 重大な不正事案等が発生した場合には直ちに取締役会に報告する。
  3. 新たに生じたリスクへの対応に応じて、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
  4. 重要な非通常の取引、重要な会計上の見積もり、会社と取締役の取引、関係会社との重要な取引等、全社的に影響を及ぼす事項については、取締役会の決議を要する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  1. 取締役会規程による決議事項が発生した場合は定例取締役会に報告し審議を行う。
  2. 定例取締役会を毎月開催し事業部経営の意思決定及び監督の機能状況の報告審議を行う。
  3. 「迅速かつ適正な経営」を行うため毎月経営企画会議を開催し（特に必要な場合は随時開催）経営課題の検討や報告を行う。
  4. 業務の運営については将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を策定し、全社的な目標を設定する。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
①に準ずる。
- ⑥ 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
親会社と関係会社の利益が、実質的に相反する恐れのある親会社との取引その他の施策を実施するに当たっては、必ず取締役会に付議したうえで決定する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
1. 現在、監査役の職務を補佐すべき使用人はいないが、今後必要に応じて当社の使用人から監査役補助者を任命する。その人事については取締役と監査役が意見交換する。
  2. 監査役補助者は業務の執行に係る役職は兼務しない。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
1. 監査役は、補助者の人事異動について人事担当より事前に報告を受け、必要な場合は理由を付して変更を申し入れる事ができる体制をとる。
  2. 監査役補助者の人事考課は監査役が行い、異動・懲戒については監査役会の同意を得るものとする。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制  
取締役及び使用人は下記事項を報告する。
1. 当社に影響を及ぼす重要事項に関する決定事項
  2. 当社の業績状況
  3. 経営企画会議で審議・報告された案件
  4. 内部監査の結果
  5. 品質の欠陥に関する事項
  6. その他会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したとき
- ⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない事を確保するための体制  
監査役に報告した者に対しては、相談または通報したことを理由として、不利益な取扱いを禁止する。
- ⑪ 監査役職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

- ⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - 1. 常勤監査役は社内において実施される会議に参加できる。
  - 2. 常勤監査役と代表取締役との間に定期的な意見交換会を設定する。
  
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方  
当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える勢力および団体等とは一切の関係を持たず、不当な要求等を受けた場合は、組織的に毅然とした姿勢で対応する。
  
- ⑭ 財務報告の信頼性を確保するための体制  
金融商品取引法等が定める財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価を継続的に行い、不備に対する必要な是正処置を講ずる。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① コンプライアンス  
従業員に対し、統括職会議を通じて、コンプライアンスに関する教育を実施することで、法令及び定款を遵守するための取組を継続的に行っております。また、毎月、社内報を発行し、従業員に対する周知を継続的に行っております。さらに、反社会勢力排除に向けた基本的な考えの基に、神奈川県企業防衛対策協議会に参加しております。
  
- ② リスク管理体制  
毎月開催される経営企画会議にて、審議した事項を、後日開催される統括職会議にて発表及び推進し、従業員への周知を図りました。
  
- ③ 内部監査体制  
内部監査計画に基づき、業務監査を実施し、業務の適正化に努めました。
  
- ④ 財務報告に係る内部統制  
財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性を実施いたしました。

## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>5,095,865</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,484,180</b>
現金及び預金	3,458,764	支払手形	971,514
受取手形	394,180	買掛金	186,475
売掛金	714,192	リース債務	20,570
商品及び製品	53,390	未払金	70,199
原材料及び貯蔵品	465,182	未払費用	61,770
前払費用	9,691	未払法人税等	63,449
その他	2,679	未払消費税等	11,664
貸倒引当金	△ 2,216	賞与引当金	83,521
<b>固定資産</b>	<b>2,657,250</b>	設備関係手形	8,546
<b>有形固定資産</b>	<b>2,371,607</b>	その他	6,468
建物	267,163	<b>固定負債</b>	<b>721,014</b>
構築物	4,747	リース債務	106,069
機械及び装置	515,825	退職給付引当金	154,018
車両運搬具	41,233	役員退職慰労引当金	444,025
工具器具及び備品	8,944	その他	16,900
土地	1,391,532	<b>負債合計</b>	<b>2,205,194</b>
リース資産	113,660	<b>純資産の部</b>	
建設仮勘定	28,500	<b>株主資本</b>	<b>5,514,280</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>10,668</b>	資本金	554,000
借地権	4,510	資本剰余金	566,030
ソフトウェア	1,306	資本準備金	566,030
その他	4,851	<b>利益剰余金</b>	<b>4,435,280</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>274,974</b>	利益準備金	63,068
投資有価証券	195,409	その他利益剰余金	4,372,212
出資金	30	別途積立金	1,000,000
従業員長期貸付金	1,298	繰越利益剰余金	3,372,212
破産更生債権等	6,583	<b>自己株式</b>	△ 41,030
繰延税金資産	71,473	評価・換算差額等	33,640
その他	6,762	その他有価証券	
貸倒引当金	△ 6,583	評価差額金	33,640
<b>資産合計</b>	<b>7,753,115</b>	<b>純資産合計</b>	<b>5,547,921</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>7,753,115</b>

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

〔2021年4月1日から  
2022年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	4,980,690
売 上 原 価	3,593,629
売 上 総 利 益	1,387,061
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,132,338
営 業 利 益	254,722
営 業 外 収 益	10,297
営 業 外 費 用	29,583
経 常 利 益	235,436
特 別 利 益	361
固 定 資 産 売 却 益	361
特 別 損 失	23,160
固 定 資 産 除 却 損	23,160
税 引 前 当 期 純 利 益	212,638
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	92,883
法 人 税 等 調 整 額	△10,508
当 期 純 利 益	130,262

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

〔2021年4月1日から  
2022年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	554,000	566,030	566,030	63,068	1,000,000	3,290,066	4,353,134	△41,030	5,432,134
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当						△48,116	△48,116		△48,116
当 期 純 利 益						130,262	130,262		130,262
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	82,146	82,146	-	82,146
当 期 末 残 高	554,000	566,030	566,030	63,068	1,000,000	3,372,212	4,435,280	△41,030	5,514,280

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	40,954	40,954	5,473,088
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△48,116
当 期 純 利 益			130,262
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△7,313	△7,313	△7,313
当期変動額合計	△7,313	△7,313	74,832
当 期 末 残 高	33,640	33,640	5,547,921

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・原材料

総平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7年～50年

その他 4年～20年

##### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。



(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程による期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

商品及び製品の販売

紙器梱包資材等の製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取るの見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、出荷時点で、収益を認識しておりましたが、顧客に製品が到着した時点で、履行義務が充足されたと判断し収益を認識するように変更しております。なお、自社の配送部門により配達しておりますので、出荷日に製品が顧客に到着するように行っております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度において、損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,679,116千円

上記の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(2) 圧縮記帳

機械及び装置について、圧縮記帳額11,092千円が取得原価から控除されております。

## 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業費用 20,742千円

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 4,884,000株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数  
普通株式 72,324株
- (3) 剰余金の配当に関する事項
- ① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	48,116	10.00	2021年3月31日	2021年6月30日

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	48,116	10.00	2022年3月31日	2022年6月30日

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産	
役員退職慰労引当金繰入額	132,763千円
退職給付引当金繰入超過額	46,051千円
賞与引当金繰入超過額	28,691千円
投資有価証券評価損	8,893千円
その他	19,654千円
繰延税金資産小計	236,054千円
評価性引当額	△153,357千円
繰延税金資産合計	82,697千円
繰延税金負債	
投資有価証券評価差額金	△ 11,224千円
繰延税金負債合計	△ 11,224千円
繰延税金資産の純額	71,473千円

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については投機的な取引は行わず、金融機関への預金等に限定して運用しております。

#### ② 金融商品の内容及びリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引開始の際に信用調査を行い適正な与信限度額を定めております。投資有価証券は、主に、満期保有目的の債券に該当しない社債及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、各事業部の営業部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、また、取引先毎に期日管理及び残高管理を行うことにより財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や低減を図っております。

##### ロ 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券は、主に満期保有目的の債券に該当しない社債及び上場株式であり、四半期毎に時価の把握を行っております。

ハ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理部が毎月、資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の管理を行うことにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

⑤ 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権で、特定の大口顧客はありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額800千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 受取手形 (*1)	393,391	393,391	—
② 売掛金 (*1)	712,764	712,764	—
③ 投資有価証券			
その他有価証券	194,609	194,609	—
④ 支払手形	(971,514)	(971,514)	—
⑤ 買掛金	(186,475)	(186,475)	—
⑥ リース債務（流動負債）	(20,570)	(22,076)	1,505
⑦ リース債務（固定負債）	(106,069)	(103,632)	△2,437

(\*1) 貸倒引当金を控除した金額で表示しております。

(\*2) 負債で計上されているものについては、( ) で示しております。

(注) リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	20,570	20,871	21,177	21,488	21,804	20,726

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	92,097	—	—	92,097
社債	—	102,512	—	102,512

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形	—	393,391	—	393,391
売掛金	—	712,764	—	712,764
支払手形	—	971,514	—	971,514
買掛金	—	186,475	—	186,475
リース債務（流動負債）	—	22,076	—	22,076
リース債務（固定負債）	—	103,632	—	103,632

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

#### 受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 支払手形、買掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
法人主要株主	サンオオムラ株式会社	218,000	保険代理業 他	(被所有) 直接29.37	損害保険の取引	損害保険料の支払	20,742	前払費用	2,386
								未払金	414

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引金額等については、保険会社との契約に基づいております。

### (2) 役員及び個人主要株主等

種類	氏名	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	大村日出雄	-	当社代表取締役社長	(被所有) 直接19.24	不動産の賃貸借	賃借料の支払	84,960	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

賃借料については不動産鑑定士の鑑定に基づいて決定しております。

## 9. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	金額 (千円)
販売品目別	
段ボールシート	855,921
段ボールケース	3,185,677
ラベル	174,355
その他 (主に包装資材)	764,736
顧客との契約から生じる収益	4,980,690
その他の収益	—
外部顧客への売上高	4,980,690

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用計上基準」に記載の通りであります。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,153円01銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 27円07銭    |

## 11. 重要な後発事象に関する注記

### (自己株式の取得)

当社は、2022年2月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うことを決議し、取得を実施いたしました。

#### 1. 自己株式の取得を行う理由

当社普通株式を新たな市場においても引き続き上場させ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るため。

#### 2. 自己株式の取得に係る事項の内容

##### (1) 取得株式の種類

普通株式

##### (2) 取得した株式の総数

1,250,000株 (発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合25.97%)

##### (3) 株式の取得価額の総額

677,500,000円

##### (4) 取得日

2022年4月6日

##### (5) 取得方法

公開買付け



# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

大村紙業株式会社  
取締役会 御中

仰星監査法人  
東京事務所

指定社員 公認会計士 原 伸 夫  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 岡 本 悟  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大村紙業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年2月10日開催の取締役会において、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付けを行うことを決議し、2022年4月6日に取得を実施している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及び附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」

（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

大村紙業株式会社 監査役会

監査役(常勤) 青 田 孝 三 ⑩

監 査 役 菅 原 宗 男 ⑩

監 査 役 関 谷 隆 ⑩

(注) 監査役菅原宗男及び関谷 隆は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第58期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案し、1株当たり普通配当10円といたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は48,116,760円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月30日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第12条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第12条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 上記の新設される規定の効力に関する附則を設けるものであります。  
なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
（新設）	<u>（電子提供措置等）</u> <u>第12条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。
第12条～第48条（条文省略）	第13条～第49条（現行どおり）
（新設）	<u>（附則）</u> <u>（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）</u> <u>第1条</u> 定款第12条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。なお、本附則は効力発生日をもって削除する。

### 第3号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（5名）の任期が満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	おおむらひでお 大村日出雄 (1937年11月20日生)	1965年3月 当社創立代表取締役社長就任 (現任)	875千株
	取締役候補者 とした理由	大村日出雄氏は、大村紙業㈱の代表取締役として長年に亘って経営に携わり、当社の経営全般を統括し、経営の重要事項の決定及び業務の執行等、適切な役割を果たしており、引き続き取締役候補者いたしました。	
2	まきやまみつひと 牧山光人 (1948年7月14日生)	1993年9月 当社常務取締役就任 1997年6月 管理部長就任 2006年8月 営業本部長就任 2013年6月 専務取締役営業本部長就任 (現任)	46千株
	取締役候補者 とした理由	牧山光人氏は、会社全般の経営、主に営業部門を統括しております。当社専務取締役として豊富な経験と実績を有しており、引き続き取締役候補者いたしました。	
3	やまきかずひこ 八巻和彦 (1961年9月11日生)	2004年6月 当社管理部総務課課長 2007年6月 管理部次長 2010年7月 管理部部長就任 2013年6月 取締役管理本部長就任 (現任)	2千株
	取締役候補者 とした理由	八巻和彦氏は、管理部門、経営企画部門を歴任し豊富な経験と実績を有しております。現在、管理本部長として、会社全般の管理を担当し、適切な役割を果たしており、引き続き取締役候補者いたしました。	



候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
4	すず き たか あき 鈴 木 孝 明 (1946年 9 月 20 日 生)	1980年 3 月 税理士鈴木孝明事務所所長就任 (現任) 2015年 6 月 社外取締役就任 (現任) (重要な兼職の状況) 税理士鈴木孝明事務所所長	—
	社外取締役候補者 と し た 理 由	鈴木孝明氏は、長年に亘る税理士としての経験から幅広い見識を有しており、当社社外取締役としての職務を果たしております。適切な人材として判断しており、引き続き社外取締役候補者となりました。	

- (注) 1. 当社と取締役候補者大村日出雄氏との関係において、当社は本社・湘南事業部・包装設計デザイン研究所及び大阪事業部の土地・建物の賃借をしておりません。
2. 取締役候補者大村日出雄氏は、当社の大株主であり親会社等に該当します。
3. 取締役候補者鈴木孝明氏は、税理士鈴木孝明事務所所長をしており、当社の顧問税理士であります。
4. 鈴木孝明氏は、社外取締役候補者であります。
5. 鈴木孝明氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
6. 鈴木孝明氏を、社外取締役候補者とした理由は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、取締役として会社経営の経験もあり、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
7. 鈴木孝明氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。再任が承認された場合、当社は引き続き独立役員とする予定であります。

#### 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役日野一彦氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
日 野 一 彦	2013年6月 取締役就任（現任）

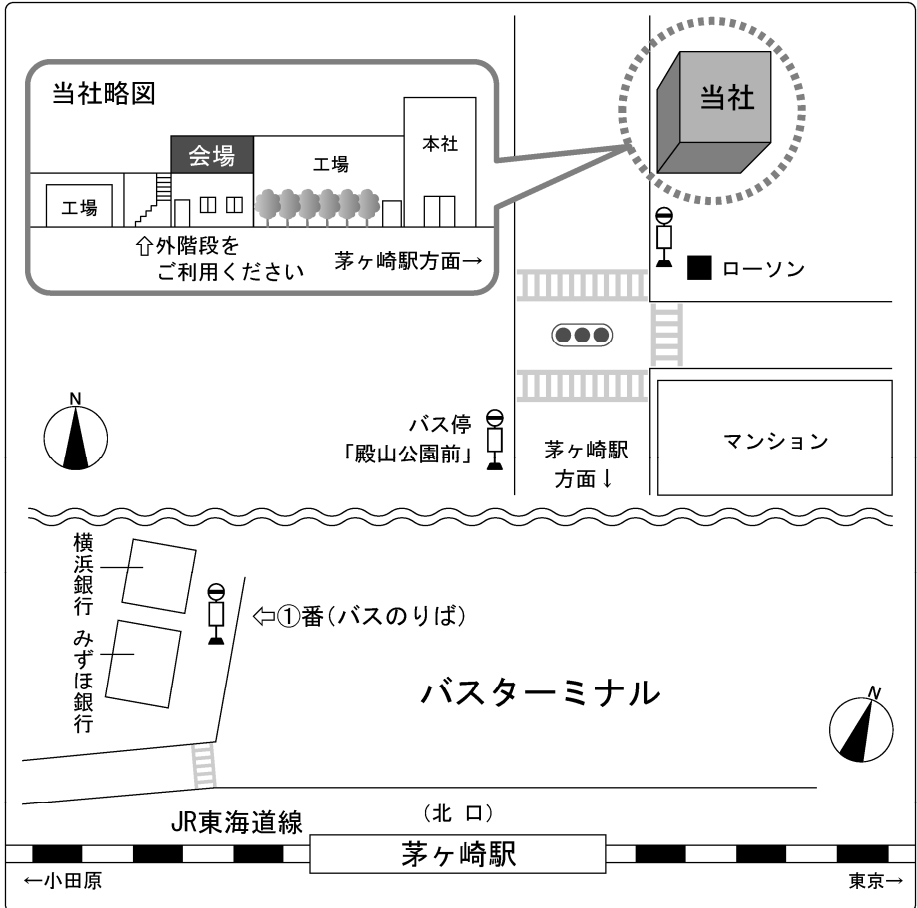
以 上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

# 株主総会会場ご案内図

神奈川県茅ヶ崎市甘沼163の1番地  
当社 包装設計デザイン研究所 2階 会議室  
TEL 0467(52)1032



## [交通]

J R東海道線「茅ヶ崎駅」下車(北口)  
神奈川中央バス①番のりばより  
「湘南ライフタウン」「文教大学」「湘南台駅」行きいずれかに乗車、  
約15分「殿山公園前」下車、徒歩1分